

東京電力福島原子力発電所事故に関する国会及び政府の事故調査・検証委員会  
による最終報告の公表を受けて

平成 24 年 8 月 30 日  
原子力委員会決定

国会及び政府の事故調査・検証委員会から最終報告が公表されました。

国際通念に基づけば、原子炉の安全確保は、それによる放射線災害の発生を十分低い確率に抑制するために効果的な安全確保手段を整備して達成すべきものです。また、この整備に係る全ての人・組織は、原子炉施設のもつ災害ポテンシャルの大きさに鑑み、絶えず安全第一に考え、これでよいかと問いかける、いわゆる安全文化を確立していること、国は、施設の運転管理を行なう事業者が安全確保の第一義的責任を有するとした上で、この責任を果たす能力のある者に限って運転管理の許可を与え、その活動を規制する法的枠組みと、規制の実務を他の関心事と独立して実施できる規制機関を整備すべきです。

その上で、安全確保手段は深層防護の考え方で構成すること、すなわち、まずは、プラントの寿命中に発生する可能性は小さいが、発生すると安全性を損ねる可能性のある規模の事象（重大な故障、エラーである内部事象と規模の大きな地震、津波等の外部事象）を設計基準事象として想定し、それが発生してもプラントを安全に停止できるようにすること、しかし、それでも故障等は発生するとして、それによる炉心損傷の発生を防止できる工学的安全設備を整備すること、さらに、それらが十分機能しない結果、炉心損傷が起きると仮定し、それによって大規模な放射性物質の放出に至ることを防止するシビアアクシデントマネジメント策を施すこと、その上で、それでも放射性物質の大規模な放出が起きることあるべしとして、それによる住民の過剰被ばくを防止できる防災計画を国、地方自治体、事業者が協力して整備し、いつでも発動できるように準備することとされています。

国会及び政府の事故調査・検証委員会の最終報告は、東京電力福島原子力発電所の事故とそれがもたらした被害は、安全確保のためのこうした一連の取組に欠陥があったことによって発生したと直接原因を同定した上で、詳細な調査によりその背景要因若しくは根本原因を明らかにしています。原子力委員会は、これらの報告書を踏まえて、これまでの取組を次のように反省します。

原子力委員会は、原子力基本法の目的である「原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与すること」を達成するため、原子力利用に関する事項（安全の確保のための規制の実施に関する事項を除く。）について企画し、審議し、及び決定する、5人の委員による合議制の審議会として組織され、これまで関係行政機関に対して様々な提言や意見を申し上げてきました。

例えば、平成12年の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画では、「国は、国民の生命と財産を守る観点から、厳格な安全規制を行う責務を有している。」「原子力利用を許可を受けて行う事業者は、安全確保の第一義的責任を有しており、その責任は重大である。事業者は、自主保安活動によって安全確保の実効性を上げるとともに、経営責任者が安全を最優先させる考えを組織内全体に徹底させるため、最善の努力を行うことを期待する。」「安全確保のためにいかなる取組がなされたとしても、事故発生の可能性を100%排除することはできないとの前提に立って、事故が発生した場合の周辺住民等の生命、健康等への被害を最小限度に抑えるための災害対策が整備されていなければならない。今後、住民の理解を得つつ、国、地方自治体、事業者が連携協力して原子力災害対策特別措置法の実効性を確実なものにするよう努めることが必要である。」等としました。また、平成17年の原子力政策大綱では、「安全確保は世界共通課題であることや規制活動の国際調和の重要性を踏まえ、国際間で新知見や教訓を共有することが重要であり、それらに基づく国際組織における安全基準や規格作成のプロセスに十分な数の我が国の専門家を参加させ、国内の経験や知見を国際社会と共有して、国際的な安全基準や規格と我が国の考え方とを整合的なものとしていくこと等にも積極的に取り組むべきである。」としました。これらは、原子力利用に係る推進行政と安全規制行政の分離の原則に基づき、原子力委員会は安全確保のための規制政策に関して提言する権限を有していないにもかかわらず、原子力利用においては安全確保が大前提であり、そのための取組には万全を期すべきであるとの原子力基本法の間接的精神を関係者に共有していただくことは原子力委員会の使命との認識に基づく提言でした。

しかしながら、昨年3月11日に東京電力福島原子力発電所において大きな事故が発生し、多くの国民に苦難を与え、現在も与え続けています。それぞれの報告書がこの事態が発生しているのは規制当局のみならず原子力行政や事業者の安全確保の取組に欠陥があったためであるとしたことを受けて、深く反省する次第です。最も反省すべきは、専門家や国民の意見を広く聴いた上でこうした提言を行ったにもかかわらず、関係者に対して提言を尊重しての取組を行うよう強く求めるイニシアティブをとれなかったことや、提言後の自己評価

において関係者の取組にいくつかの問題点を見いだしたにもかかわらず、法律に認められている原子力利用に関する重要事項に関する勧告権を行使することもなく、しつこさを欠いたことです。これは、安全の確保のための規制の実施に関する事項を所掌する原子力安全委員会の存在に配慮するなど、原子力利用に係る推進行政と安全規制行政の分離の原則やその制度的枠組みに過度に意識が捕らわれてしまったためと考えます。

原子力委員会は、新たに発足する原子力規制委員会が、国民に信頼される安全確保のための優れた規制の取組を推進することを期待するとともに、この反省を踏まえて、原子力利用の取組に関与する行政機関や事業者に対して、原子力利用においては安全確保が大前提であり、これに携わる者は安全の確保に関する責任ある取組を確実にこなうことが原子力基本法の求めるところであることに深く思いを致して、これらの報告書から教訓を汲み取り、その提言を踏まえて取組を改善し、安全文化を確立し、取組に対する第三者評価を定期的に受け、その結果を公表し、国民と対話していくことを今後強く求めていきます。そして、原子力委員会は、法律上、原子力規制委員会の意見を聴いた上で原子力利用における安全の確保に関係がある事項を決定することができること、更には勧告権が与えられていることを肝に銘じ、国民の声に注意深く耳を傾け、それを踏まえた提言や意見の表明を行なっていきます。

また、報告書は、現在、避難者を含む被災地域の住民、産業が直面している困難や不安に対する取組の不十分さを指摘しています。原子力委員会は、最近閣議決定された政府の福島復興再生基本方針において、国は、原子力政策を推進してきた社会的責任を踏まえ、これらの取組を被災者の方々に十分に寄り添い、被災者の方々が一日も早く将来の生活設計を描けるよう取り組むこととされていることを踏まえて、改善された取組を速やかに推進するよう、国や関係者に提言していきます。